平成２５年（フ）第６０号
山梨県甲府市国母４丁目19番76号　コーポ梶原Ａ102
債務者　河西　　豊
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６８号
山梨県甲府市緑が丘１丁目19番６号
債務者　田中　吉則
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１号
長野県松本市浅間温泉３丁目５番16号
債務者　桒原　豊美（旧姓深井）
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第３３号
長野県松本市筑摩３丁目11番30号
債務者　久保田裕美
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第４号
岐阜県可児郡御嵩町御嵩818番地１　板良住宅128号
債務者　國分　政則
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第１５７号
愛知県春日井市勝川町４丁目25番地
債務者　佐山安子こと　朴　　必礼
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８３号
名古屋市北区中切町６丁目11番地　県営川中住宅１棟404号
債務者　まるちゃんこと　加島　茂美
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４３３号
愛知県豊明市阿野町新切41番地７
債務者　鈴木　政次
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６号
三重県伊賀市四十九町2168番地の19
債務者　久保　兼多
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第８号
滋賀県東近江市蒲生堂町328番地701、前住所滋賀県東近江市中一色町595番地１
債務者　青西　隼樹
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第１５号
鳥取県米子市両三柳5025番地１　レオパレスプログレス211
債務者　山﨑　香織
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第１３６号
岡山市北区平田408―１　財団法人岡山県健康づくり財団付属病院、住民票上の住所岡山市北区田中171番地106
債務者　藤本　一男
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３３９号
広島市安佐南区八木９丁目４番63―２号
債務者　レストラン工藤こと　工藤　貞吉
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３４０号
広島市安佐南区八木９丁目４番63―２号
債務者　工藤由美子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３４９号
広島市南区南蟹屋１丁目10番41―304号
債務者　俵　　信夫
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１４号
広島市中区光南４丁目１番８―603号
債務者　久光　哲彦
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３５号
広島市南区東雲３丁目14番20―104号
債務者　竹本　　積
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
広島地方裁判所民事第４部